

埋蔵文化財発掘届出書の提出について

文化財保護法（抄） 抜粋

（昭和25年5月30日法律第214号） 最終改正【令和3年4月23日法律第22号】

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第92条

土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第93条

土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

* 届出書面が「埋蔵文化財発掘」となっているのは、遺跡の発掘調査という意味ではありません。

周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）内において、土木工事等によって「土地を掘削する」ということの意味します。

* 土木工事等の開発地域内に複数の周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）が存在する場合は、遺跡毎に届出書を作成して下さい。

* 工事が複数年度にわたる場合でも、原則として工事開始前に一回提出すればよく、年度ごとに提出する必要はありません。但し、提出後事業者や工事内容の変更がある場合は再度提出が必要です。

* 届出書面の右上の年月日に、本市文化スポーツ局文化財課に提出する日付を記入して提出して下さい。

《 添 付 書 類（図 面） 》

* 土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

- ・ **位置図** 1/2,500図、または住宅地図で、土木工事等をしようとする土地の位置がわかる図面（周辺の公共施設等が入った図面）
- ・ **現況図** 縮尺は問いません。（既存建物や従前建物の状況がわかるものについては、その配置図等）
- ・ **計画平面図** 敷地全体の計画平面図、建物配置図等
- ・ **建築図一般** 各階平面図、断面図、立面図等
- ・ **基礎図** 基礎伏図（平面・断面）、掘削断面図等
- ・ **現況写真** 1部（土木工事等をしようとする土地の全体、及び周辺の状況がわかる写真の添付）
- ・ **地盤調査結果**（スウェーデン等） 考察の部分だけで結構です。

【 記 入 方 法 】

- ① 所在地欄には、住居表示（丁目、番、号）もしくは地番までを記入してください。 例：神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- ② 面積欄は、土木工事等の対象もしくは敷地面積を記入して下さい。（建築面積ではありません。）
- ③ 土地所有者が複数の場合は、代表者氏名の他○名として下さい。
- ④ 遺跡の概要の記入について

・遺跡の種類、名称、員数、遺跡の時代は、神戸情報マップ

<https://www2.wagmap.jp/kobecity/PositionSelect?mid=70>

でご確認のうえ、該当する項目を○で囲んでください。

・遺跡の現状欄は地目ではなく、現在の土地使用形態を記入して

下さい。 例：駐車場・店舗等

- ⑤ 工事の目的欄は、該当する項目を○で囲んで下さい。

・その他の建物とは

例：公民館・事務所・会社ビル・社寺・病院等

・その他の開発とは

例：駐車場建設・看板設置（新規事業）・墓地造成等工事の

概要欄は、土木工事等の目的、計画及び方法の概要について記入してください。

・建築物の場合は、規模・構造（例：RC構造 6階建て等）

・宅地造成の場合は、区画数・切土・盛土の概要等を記入して

下さい。

なお個人事業者名による個人住宅建設でも建売を目的とする事業、

又は共同住宅については（賃貸・分譲）の区分を記入して下さい。

- ⑥ 工事主体者欄には工事の建築主（届出者）の氏名と住所を

記入して下さい。

- ⑦ 工事責任者欄には工事を実際される施工責任者の氏名と住所を記入

して下さい。

施工業者が決定していない場合は「未定」と記入して下さい。

- ⑧ 工事の着手（予定）時期を記入して下さい。

- ⑨ 工事の終了（予定）時期を記入して下さい。

- ⑩ その他参考となるべき事項を記入して下さい。

例：既存建物の解体（予定）時期・駐車場使用の解約時期等

様式第1号（第2条関係）

埋蔵文化財発掘届出書			
神戸市長 あて		年 月 日	
住所 氏名等		届出者(建築主)	
周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項の規定により、文部科学省令の定める事項について、関係書類を添付し、下記のとおり届出します。			
1. 所在地	①		
2. 面積	②		
3. 土地所有者	氏名等： ③ 住所：		
4. 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 ④ その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡（ ）		
遺跡の名称		員数	
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他（ ）		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他（ ）		
5. 工事の目的	⑤ 個人住宅 共同住宅 店舗・工場付住宅 店舗 工場 学校 その他建物（ ） 宅地造成 土地区画整理 鉄道 ガス等 通信 農業基盤整備 農業関連 土砂採取 観光開発 その他の開発（ ）		
工事の概要			
6. 工事主体者	氏名等： ⑥ 届出者名(建築主名)を記入 住所：		
7. 工事責任者	氏名等： ⑦ 住所：		
8. 着手時期	⑧ 年 月 日	9. 終了時期	⑨ 年 月 日
10. 参考事項	⑩		
〔注意事項〕 ①太線内は届出者が記入。届出者が個人の場合、氏名を自署するときは押印省略可。 ②遺跡の種類・現状・時代欄は、該当項目を○で囲み、該当項目のない場合は（ ）内に記入。			
〔添付書類〕 土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面。			
この書類の問い合わせ先、通知の送付先		住所： ⑤	
TEL：		氏名：	

こちらの欄には、埋蔵文化財の取扱いについての通知文の送付先、並びに工事の概要についての問い合わせ先（通常は代理人の方）を記入して下さい。

提出方法は、郵送・メールでも可能です。
図面はA4サイズ（折込A4サイズも可）で提出して下さい。

届出に関するお問い合わせ先

神戸市文化スポーツ局文化財課 埋蔵文化財係

TEL 078-322-5799 Fax 078-322-6148

E-mail : maizoubunkazai@city.kobe.lg.jp